

議案第18号 小松島市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

附 則
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

《概要》

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法の整備に関する法律（第3次一括法）の施行により、消防組織法の一部改正がなされ、消防長及び消防署長の資格について、政令で定める基準を参照し、条例で定めるもの。

小松島市消防長及び消防署長の資格を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

（消防長の資格）

第2条 消防長の職に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであること。
- (3) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

（消防署長の資格）

第3条 消防署長の職に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年（消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。
- (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年（消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ消防長が定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。
- (3) 消防団員として消防事務に従事した者であって、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもので、消防長が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。